

平成28年度第2回委員会 審議案件の許可更新に関する報告

【審議案件】

- ①猪名川緑地（池田市）
- ②第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）
- ③伊丹市猪名川テニスコート（伊丹市）

個別占用案件のカルテ（許可更新）

①猪名川緑地（池田市）

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8 k +50m～10.2 k +50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|

1. 施設の概要

(占有者作成)

| | | | |
|-------------------|--|------------------|--|
| 位置図 |  | 現況写真 |  |
| 現在の利用形態 | 園路 4 5 m、児童遊園地 1 箇所、子供遊戯場 1 箇所、芝生自由広場 1 箇所、少年野球場 2 箇所、一般野球場 3 箇所、ソフトボール場 3 箇所、サッカー場 1 箇所、多目的広場 2 箇所、便所 6 基、ベンチ 9 0 脚、階段 9 箇所、管理施設 1 式、広域避難地看板 2 基、道路反射鏡 1 基 | | |
| 占用面積 | 1 3 0, 3 2 9. 7 8 m ² | 付帯施設等 | 移動式便所、サッカーゴール、ダッグアウト、バックネット、ファールポール、ベンチ、遊具施設 |
| 許可の経緯 | <当初許可> 昭和 4 1 年 3 月 3 1 日 <前回更新許可> 平成 2 4 年 3 月 2 2 日 <許可期限> 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 | 利用者数 ・ 団体数 | 平成 2 3 年度 1 3 5, 4 5 5 人 平成 2 4 年度 1 4 9, 3 2 0 人 平成 2 5 年度 1 0 1, 5 4 0 人 平成 2 6 年度 9 3, 4 4 0 人 平成 2 7 年度 1 3 5, 7 3 0 人 |
| 堤内地・堤外地 | 堤外地 | | |
| 周辺の土地利用の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・堤外地においては、河川側は占用区域との間に河川敷内通路があるが雑草が茂った状態となっており、上流側・下流側ともに草むらと河川敷内通路が続いている。 ・右岸側の堤外地には、川西市が管理する都市公園東久代公園が隣接している。 ・隣接する堤内地は、上流側は第 1 種中高層住居専用地域、中央は工業地域・準工業地域、下流側は第 1 種住居地域・第 2 種住居地域及び第 1 種中高層住居専用地域となっている、民家の他ダイハツ工業の池田工場やゴミ焼却場、阪神高速道路等が隣接している。 | | |
| 関連諸計画における占用地の位置付け | 北部大阪都市計画緑地第 2 0 4 - 2 号猪名川緑地 公園種別：運動公園 当初計画決定年：昭和 4 4 年 計画区域面積：2 5. 6 ha 池田市地域防災計画：広域避難地 池田市総合計画：猪名川緑地は緑と清流に囲まれた運動公園として、河川敷の自然環境に配慮した整備・充実に努める。 | | |
| その他特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における交通量の増加及び住宅の密集化等が急速に進んだ事により、自然環境に恵まれた憩いの場の設置を要望する声が高まった事を受け、昭和 4 1 年 3 月当該地に市民野球場として整備した。 ・昭和 4 4 年以降、市民の健全なレクリエーションの場とすべく、都市計画緑地として継続的に事業を進め、現在、都市計画緑地計画区域 2 5. 6 ha の内 2 3. 6 ha を開設し、野球場・ソフトボール場・サッカー場・多目的広場等を設置し、市民の体力向上とスポーツ振興と憩いの場として市民の利用の用に供している。 ・近年の冠水実績として、平成 2 5 年 9 月 1 5 日から 1 6 日にかけて発生した台風 1 8 号及び平成 2 6 年 8 月 8 日から 1 1 日にかけて発生した台風 1 1 号の影響により、2 度広範囲に冠水し、災害復旧事業により施設復旧を実施している。 | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8 k +50m～10.2 k +50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|

2. 施設の現状

(占用者作成)

| | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|
| 占用の 必要性 | (代替性) | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 類似する施設として、五月山体育館（北東約1.8km）や夫婦池テニスコート（東約1.5km）を設置しているが、猪名川緑地と同様に屋外スポーツを行える施設は土地の確保が困難であり、設置は難しい。 | | |
| 管理状況 | (必要性) | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 許可を受けた当初と変わらず、現在も市民の健全なレクリエーションの場、青少年のスポーツ活動の場としてのニーズが非常に高い。 総合計画や池田市地域防災計画の中でも、市街地の貴重なオープンスペースとして、緑と清流に囲まれた運動公園、災害時の広域避難地として位置付けており、恒久的な占用を行っていききたいと考える。 | | |
| 利用状況 | (施設管理) | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者として池田市公共施設管理公社を指定。（指定期間：平成26年度から5か年） 公園管理事務所に職員が常駐し運動施設及び利用者の管理を行っている。 運動施設の利用方法は池田市都市公園運動施設条例及び施行規則に定めている。 利用者に対しては使用許可の際に「利用の手引き」により利用上の注意を行うとともに、巡回パトロールを行い、違反者に対して注意・指導を行っている。 | | |
| | (不法占用) | | |
| 前回審議の 意見 | 不法占用は発生していない。 | | |
| | (維持管理計画) | | |
| | (利用者・利用ルール) | | |
| 環境保全に 向けて申請 者の取り組 み | <ul style="list-style-type: none"> 池田市教育委員会が認める社会体育団体は年間を通して大会等の利用調整を行っている。 スポーツ施設情報システム（名称「オーパス」）により利用予約・抽選を行い、一般利用について公平性を確保している。（前月1～11日予約期間、12日抽選、13～19日利用申請期間、20日以降随時先着受付） | | |
| | (駐車場) | | |
| 安全への 配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 堤内地において、隣接する阪神高速道路の高架下に収容台数105台の駐車場を設置している。 土日祝は駐車場が満車状態である為、近接するダイハツ工業の職員専用駐車場を臨時的に借用している。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 飛来する水鳥について自然観察インストラクターがわかりやすく解説する観察会を実施し、環境意識の啓発を図っている。 | | |
| 河川冠水時対策として、工作物の点検整備と施設撤去訓練を年1回実施している。 | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8 k +50m~10.2 k +50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

| | | | | |
|---|---|---|--------------|--|
| 変更前の 占用内容 | 占用面積：130,329.78㎡ | ⇒ | 変更後の 占用内容 | 占用面積：130,329.78㎡ ① 既設遊具の改修 ② 排水施設の新設 ③ 北多目的広場のグラウンド整備 |
| 変更要望 の内容 | ① 既設遊具の改修：平成27年12月21日 国近整猪占調河占第77号 ② 排水施設の新設：平成28年2月19日 国近整猪占調河占第106号 ③ 北多目的広場のグラウンド整備：平成28年4月26日 27国近整猪占調河占第151号 | | | |
| 内容変更 の 必要性 | ① 既設遊具の改修：池田市公園遊具長寿命化計画に基づき、既設遊具の改修の為。 ② 排水施設の新設：少年野球場の水捌けが悪く、雨天後に発生する水溜りの解消の為。 ③ 北多目的広場のグラウンド整備：南多目的広場が近年の豪雨の影響によりたびたび浸水する為、南多目的広場のグラウンド機能を北多目的広場に移設する為。 | | | |
| 変更の規 模 | ① 既設遊具の改修：すべり台 1基・スイング遊具 2基・クライム 2基・鉄棒 1基 ② 排水施設の新設：U型トラフ L=103m・集水柵 2ヶ所 ③ 北多目的広場のグラウンド整備：グラウンド 76m×44m | | | |
| 変更場所 の範囲図 | | | 管理体制 | 変更無し |
| 占用内容 変更によ る 河川環境 への影響 | 特に無し | | | |
| 占用内容 変更後 における 環境保全 に向けて 申請者の 取り組み | 北多目的広場の整備に伴い、南多目的広場はグラウンドとしての整備を行わず、自然広場としての位置づけにしております。 南多目的広場の維持管理については従来通り、他のグラウンド同様、外来種駆除に配慮しながら、草刈りを実施しております。 | | | |
| その他 特記事項 | | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8 k +50m~10.2 k +50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

| | | |
|---------------------|--|--|
| <p>占用地及び周辺の自然環境</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地の前面水域は底質が砂・砂礫・礫質の淡水域であり、河岸にはヨシ、ツルヨシ等の大型抽水植物、オギ、セイタカヨシ等の大型陸生植物、アカメヤナギやカワヤナギ等のヤナギ類が繁茂している。特定外来生物のアレチウリも点在する。 ・占用地の前面水域は堰による湛水域が多いが、堰の直下等に早瀬もみられる。 ・占用地前面には礫質の河原がみられる。 ・久代北台井堰の下流には砂礫質の中州が形成されており、中洲にはツルヨシ群落等がみられる。 ・占用地付近の水域では、オイカワ、カマツカ、ギギ、アユ、カワヨシノボリ等の魚類、モノアラガイ等の貝類、テナガエビ、スジエビ、モクズガニ等の甲殻類、シロハラコカゲロウ、イマニシマダラカゲロウ等の水生昆虫類が確認されている。 ・占用地付近の水際や水域では、トノサマガエルやヌマガエル等の両生類、ミシシippiaカミミガメやニホンスッポン等の爬虫類、セスジイトトンボやアキアカネ等の昆虫類が確認されている。 ・占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリ、セッカ、カヤネズミ、水域で採餌するカワセミ、ササゴイ、コサギ等が確認されている。 ・占用地付近では河原を利用する、イソシギ、イカルチドリ、ヒバリ、ハクセキレイ等が確認されている。 ・占用地付近の草地では、トノサマバツタやシルビアシジミ等、ヤナギ林や低木では、コムラサキやドウガネブイブイ等の昆虫類が確認されている。 ・占用地は主にグラウンドになっており、シバ群落、花壇、トベラ等の低木植栽がみられる。 ・占用地のシバ群落には外来種のメリケントキンソウがみられる。 ・堤防にはシバ群落等がみられる。 | |
| | <p>自然環境上重要な場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占用地の河岸沿いや中州に広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリ、セッカ、カヤネズミ、セスジイトトンボ等の生息地になっている。 ・砂礫・礫質の河原はイソシギ、イカルチドリ、ヒバリ、ハクセキレイ等の鳥類の利用地になっている。 ・河岸沿いや中州に見られるヤナギ林や占用地と水際の間に見られる樹木は、カワセミ、ササゴイ、コサギ等の鳥類や、コムラサキやドウガネブイブイ等の昆虫類の利用地になっている可能性が高い。 ・早瀬は水生昆虫類やアユ、カワヨシノボリ等の魚類の生息地になっている可能性が高い。 ・ワンドはギンブナ、モツゴ等の魚類、水生昆虫類、甲殻類等の生息地になっている可能性が高い。 ・占用地付近の水際の湿地部等は、トノサマガエルやヌマガエル等の両生類、セスジイトトンボやアキアカネ等の昆虫類の繁殖地になっている可能性が高い。 | |
| <p>水際の状況</p> | <p>水域までの距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離: 約 15m~50m ・水際にはツルヨシ等の大型抽水植物やアカメヤナギ等のヤナギ類が確認されている。 ・占用地からツルヨシ群落やヤナギ林、水域までの間にはオギ、セイタカヨシ等の大型陸生草本群落、クズ等のつる植物群落、エノキ等の樹木、アレチウリ、シナダレスズメガヤ等の外来植物がみられる。 | |
| | <p>水面との高低差</p> <p>約 4m</p> | |

環境面から見た望ましい利用方針

- ・占用地周辺の河岸沿いや中州に広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリ、セッカ、カヤネズミ、セスジイトトンボ等の注目すべき種の生息地になっているため、可能な限り保全する。また、これらの群落と占用地の間のオギ群落、樹木等も緩衝帯として保全する。
- ・河原はイカルチドリやイソシギ等の鳥類の利用地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。
- ・河岸沿いや中州にみられるヤナギ林や占用地と水際の間に見られる樹木は、カワセミ、ササゴイ、コサギ等の鳥類の利用地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。
- ・早瀬は水生昆虫類やアユ、カワヨシノボリ等の魚類の生息地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。
- ・ワンドはギンブナ、モツゴ等の魚類、水生昆虫類、甲殻類等の生息地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。
- ・占用地付近の水際の湿地部等は、トノサマガエルやヌマガエル等の両生類、セスジイトトンボやアキアカネ等の昆虫類の繁殖地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。
- ・中洲はツルヨシ群落、ヤナギ林、砂礫質の河原、早瀬といった動植物にとって重要な環境を伴っているため、可能な限り保全する。
- ・占用地に生育する外来種のメリケントキンソウは果実のとげが利用者やペットの皮膚に刺さる等の害がある可能性があるため、可能な限り駆除する。
- ・占用地付近に生育する外来種のアレチウリは、在来の植物の生育を阻害したり、果実のとげが利用者やペットの皮膚に刺さる等の害がある可能性があるため、可能な限り駆除する。
- ・利用範囲認知のために、占有範囲を看板、標識等により明示する。
- ・環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占有区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。
- ・環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。
- ・利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8 k +50m～10.2 k +50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- ①今後、施設を設置する際は自然や河川利用に配慮した工法を検討すること。
- ②花壇を野生群落再生の場所として活用すること。
- ③南多目的広場の跡地について、引き続き自然に配慮した利用を検討すること。
- ④グラウンド利用者が低水敷を運動グラウンドとして使用することがないように、配慮していただきたい。

(更新時点での市からの報告)

- ①排水設備等の構造物を設置する際は、自然に配慮した素掘り等の構造を採用するよう努めます。
- ②『ダイハツ工業株式会社』と『大阪府立園芸高校』の両者より花壇の利活用の申し出があったため、今後は本市が指導・監督しつつ両者と協働で当該花壇を活用してまいります。
- ③今後、南多目的広場はグラウンドとして整備は行いません。
自然広場の位置づけになります。
- ④出初め式等の行事の為、低水敷の草刈を行う際は、最低限の範囲にするよう努めます。
当該箇所が草刈後、運動グラウンドとして利用されないよう、注意喚起及び監視を行います。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。(H29.4.1～H34.3.31)
- ・従前通り許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用になるよう取り組むこと」

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8 k +50m～10.2 k +50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|--------------------------|

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

① 占用区域全景(下流端付近から上流を望む)



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

② 占用区域全域(9.6 km付近から下流を望む)



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

③ 占用区域全景(9.6 km付近から上流を望む)



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

④ 占用区域全域(上流端付近から下流を望む)



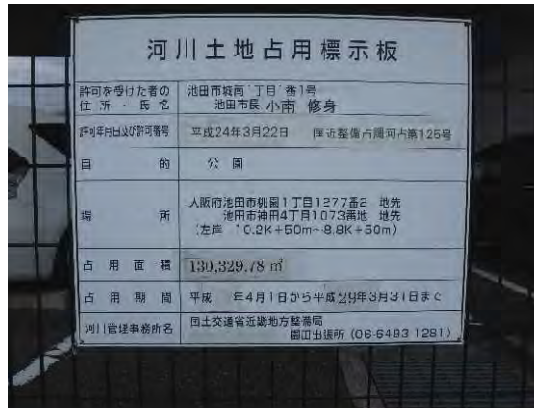
平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑤利用の様子



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑥看板(占用標示板)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑦看板(利用マナー)



平成 28 年 12 月 9 日

⑧ゴミ箱と可搬式トイレ



撮影平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑨花壇



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑩トベラ等植栽



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑪シバ群落



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑫メリケントキンソウ(外来種)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑬堤防の植生



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑭久代北台井関



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑮早瀬



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑯中洲 (ツルヨシやヤナギ類が生える)



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑰礫河原



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑱ツルヨシ群落



平成 28 年 10 月 16 日 撮影

⑲ヨシ群落



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑳ヤナギ林



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

㉑ オギ群落



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

㉒ セイタカヨシ群落



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

㉓ クズ群落



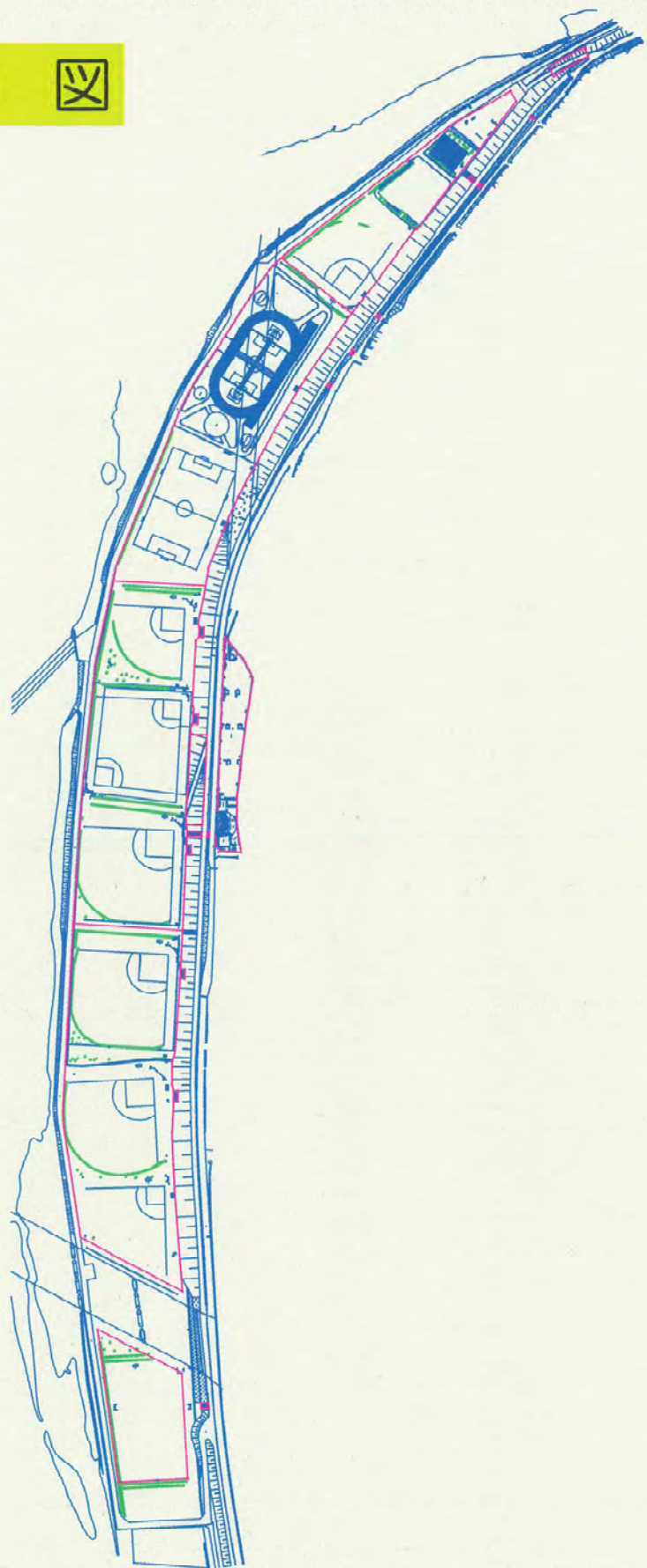
平成 28 年 12 月 9 日 撮影

㉔ アレチウリ (外来種)



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

平面图



個別占用案件のカルテ（許可更新）

②第1号猪名川河川敷緑地 （伊丹市）

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|
| 番号 | 01010 | 占用目的 | 緑地 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | L8.0K |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|

1. 施設の概要

(占用者作成)

| | | | |
|-------------------|--|------------------|--|
| 位置図 |  | 現況写真 |  |
| 現在の利用形態 | 園路：自転車道 幅員 3.0m 延長 501.0m 進入路 幅員 4.0m 延長 55.0m 広場：芝生広場 8,520 m ² | | |
| 占用面積 | 10,243.64 m ² | 付帯施設等 | 特になし |
| 許可の経緯 | <当初許可>昭和 52 年 8 月 26 日 <前回更新許可>平成 24 年 3 月 22 日 <許可期限>平成 29 年 2 月 28 日 | 利用者数 ・ 団体数 | 自由利用のため、利用者数は把握しておりません。また、団体利用申請もございません。 |
| 堤内地・堤外地 | 堤内地 ・ 堤外地 | | |
| 周辺の土地利用の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地は都市緑地の猪名川河川敷緑地として位置付けられており、堤防上の県道伊丹池田線を挟んだ隣接する堤内地は、自動車工場の敷地となっております。 ・ 上流側は池田市域であり、下流側には国道 171 号の軍行橋と接しています。 ・ 占用区域と河川側との間は河川敷内通路があり、河川側には若干の河川植生が残っています。 | | |
| 関連諸計画における占用地の位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画では、河川、水路、池、緑地、ビオトープなどについて、そのネットワーク化を推進するとともに、多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と維持管理に努めている。 ・ みどりの基本計画では、自然環境との共生、また生物多様性の保全を目指して、昆陽池公園や伊丹緑地、猪名川等を生態系ネットワークの骨格として位置付けている。 ・ また、猪名川・武庫川の両河川は貴重な潤いあるみどりのオープンスペースであり、かつ生き物の生息環境となっている都市施設緑地として位置付け、生物多様性保全に配慮し、維持・継承するとしている。 | | |
| その他特記事項 | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|
| 番号 | 01010 | 占用目的 | 緑地 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | L8.0K |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|

2. 施設の現状


(占用者作成)

| | | | |
|------------------------------|---|---------------|--------|
| 占用の 必要性 | (代替性) 堤内地には類似施設はない。 | | |
| | (必要性) 整備当初の緑のマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。 | | |
| 管理状況 | (施設管理) 管理主体は伊丹市である。自由広場と位置づけて多くの方に利用していただくことを目的としているが、ゴルフ・野球・サッカー他、他人のめいわくとなる行為は禁止している。 | | |
| | (不法占用) 現在、不法占用物は存在しない。巡回等でそのような物が発見された場合は、張り紙等で所有者に撤去を求めるとともに、一定期間（1ヶ月を基準）を過ぎても放置されている場合は公園管理者の権限で撤去処分若しくは一時保管を行う。 | | |
| | (維持管理計画) 公園管理者によって、年2回(6月及び11月頃)の除草作業を実施する。 | | |
| 利用状況 | (利用者・利用ルール) これまでの池田市の少年野球チームの不法占用以外に独占的な利用報告はなく、元来の目的で草地の自由広場として利用されている。 | | |
| | (駐車場) 現在、駐車場はない。一部の利用者からは設置要望があるが、現状の利用や維持管理の観点からはその必要性はないと考えている。 | | |
| 前回審議の 意見 | 別紙のとおり | 前回審議 意見の対応 | 別紙のとおり |
| 環境保全に 向けて申請 者の取り組 み | (環境への配慮) 公園管理者によって、年2回(6月及び11月頃)の除草作業を実施している。 | | |
| | (環境意識の啓発) 毎年7月に河川一斉清掃の一環として、ゴミ集めを行政・地域住民等が共同で実施し、環境美化の意識高揚に取り組んでいる。チガヤ植栽など河川自然植生の回復にも努めているところである。 | | |
| 安全への配 慮 | 広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。 | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|
| 番号 | 01010 | 占用目的 | 緑地 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | L8.0K |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

| | | | | |
|-----------------------------|--|---|-----------------------------|------------------------------|
| 変更前の占用内容 | アベリア 36本 危険防止立札 3基 ベンチ 9基 |  | 変更後の 占用内容 | アベリア 30本 危険防止立札 1基 ベンチ 8基 |
| 変更要望の内容 | 上記のとおり。 | | | |
| 内容変更の必要性 | 植栽の枯損、および立札・ベンチの老朽化撤去ため、変更の必要がある。 | | | |
| 変更の規模 | — m ² | | | |
| 変更場所の範囲図 | 別紙のとおり。 | 管理体制 | 占用内容変更に伴う、管理体制の変更は無し。(従来通り) | |
| 占用内容変更による河川環境への影響 | 占用内容変更による河川への影響は無いものとする。 | | | |
| 占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み | 従来通り公園管理者によって、年2回(6月及び11月頃)の除草作業を実施する。 | | | |
| その他特記事項 | | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|
| 番号 | 01010 | 占用目的 | 緑地 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | L8.0K |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

| | | |
|------------------------|----------------|--|
| <p>占用地及び周辺の自然環境</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域であり、河岸にはツルヨシやオギ、ヤナギ類等が生育している ・占用地前面には礫質の河原や早瀬がみられる。 ・占用地付近の水域では、オイカワ、カマツカ、コウライモロコ、ギギ、カワヨシノボリ等の魚類、モノアラガイ等の貝類、スジエビ、モクズガニ等の甲殻類、ウスイロフトヒゲコカゲロウ、コガタシマトビケラ等の水生昆虫類が確認されている。 ・占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリ、セッカ等が確認されている。 ・占用地付近では河原を利用するイソシギ、イカルチドリ、ヒバリ等が確認されている。 ・占用地にはシバ群落等がみられる。 ・占用地のシバ群落には外来種のメリケントキンソウがまばらにみられる。 ・堤防にはシバやチガヤ、外来植物のセイバンモロコシ等がみられる。 |
| <p>自然環境上重要な場所</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・占用地の河岸沿いに分布するツルヨシ群落やオギ群落は、これらに依存するオオヨシキリ、セッカ等の生息地になっている可能性がある。 ・礫質の河原はイソシギ、イカルチドリ等の鳥類の利用地になっている可能性がある。 ・早瀬は水生昆虫類や魚類の生息地になっている可能性が高い。 |
| <p>水際の状況</p> | <p>水域までの距離</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 15m～90m ・水際にはツルヨシ、ヤナギ類等が確認される。 ・水際にはコンクリートブロックの根固めが設置されている。コンクリートの低水護岸と根固めの間にツルヨシやヤナギ類が生育しており、ツルヨシ群落の幅は約 5m 程度とやや狭い。 |
| | <p>水面との高低差</p> | <p>約 3m</p> |
| <p>環境面から見た望ましい利用方針</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・占用地周辺の河岸沿いに分布するツルヨシ群落やオギ群落は、オオヨシキリ、セッカ等の注目すべき種の生息地になっている可能性があるため、可能な限り保全する。 ・礫質の河原はイソシギやイカルチドリ等の鳥類の利用地になっている可能性があるため、可能な限り保全する。 ・早瀬は水生昆虫類や魚類の生息地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。 ・占用地に生育する外来種のメリケントキンソウは果実のとげが利用者やペットの皮膚に刺さる等の害がある可能性があるため、可能な限り駆除する。 ・外来植物のセイバンモロコシは、在来の植物の生育を阻害するため、可能な限り駆除する。 ・利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 ・利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|
| 番号 | 01010 | 占用目的 | 緑地 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | L8.0K |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- ・草刈りの高さ・野生群落再生に配慮すること。

(更新時点での市からの報告)

草刈りの高さ・野生群落再生に配慮し、維持管理に努めてまいりたい。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。(H29.3.1~H33.12.31)
- ・従前通り許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用になるよう取り組むこと」

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|
| 番号 | 01010 | 占用目的 | 緑地 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | L8.0K |
|----|-------|------|----|------|-----|----|-------|

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

① 占用区域全景(下流端付近から上流を望む)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

② 占用区域全域(上流端付近から下流を望む)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

③看板(利用マナー)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

④看板(ゴルフ禁止)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑤シバ群落



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑥メリケントキンソウ(外来種)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑦堤防の植生(チガヤ)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑧早瀬



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑨礫河原



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑩占用地と水際の間の植生



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑪根固め



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑫ツルヨシ群落



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑬オギ群落



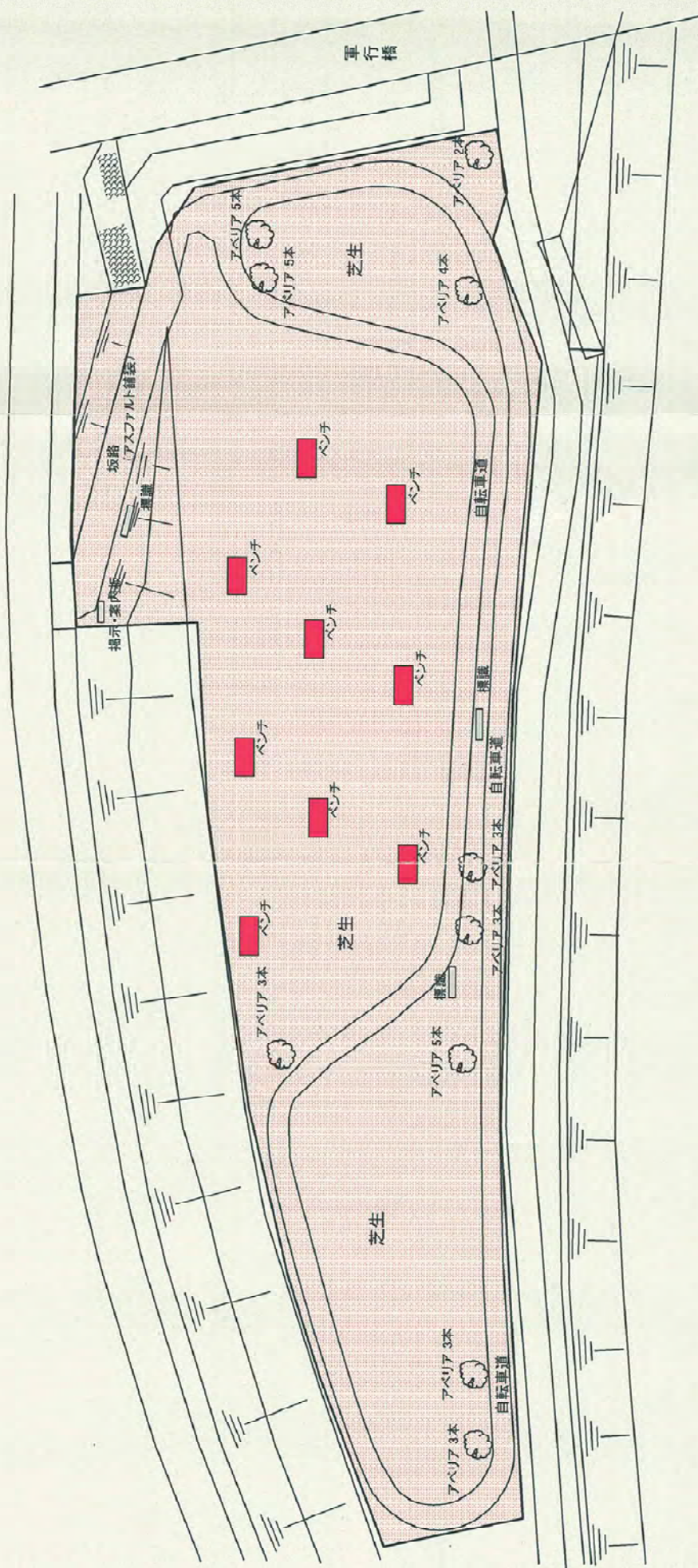
平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑭ヤナギ類



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

平面図



占用区域

| 施設名 | 数量 | 単位 | 備考 |
|-------------|------|----------------|----|
| 自転車道 | 1503 | m | |
| 進入路 | 220 | m | |
| アベリア | 36 | 本 | |
| 芝生 | 8520 | m ² | |
| 標示・案内板 | 1 | 基 | |
| 標識(危険防止立て札) | 3 | 基 | |
| ベンチ | 9 | 基 | 新規 |

個別占用案件のカルテ（許可更新）

③伊丹市猪名川テニスコート（伊丹市）

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|
| 番号 | 01015 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7.8k-55m～7.8k+36m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|

1. 施設の概要

(占有者作成)

| | | | | | |
|-------------------|--|--|------------------|--|--|
| 位置図 |  <p>Yahoo Japan</p> | | 現況写真 |  <p>下流側からの全景</p> | |
| | | | |  <p>上流側からの全景</p> | |
| 現在の利用形態 | テニスコート 2面 | | | | |
| 占用面積 | 2,314.84㎡ | | 付帯施設等 | ネットポスト2組、防球ネットポスト10組、ベンチ2脚、工具箱1台 以上可搬式。 | |
| 許可の経緯 | <当初許可> 昭和56年3月5日 <前回更新許可> 平成24年4月1日 <許可期限> 平成29年3月31日 | | 利用者数 ・ 団体数 | 平成23年 3,495人 平成24年 3,713人 平成25年 3,439人 平成26年 1,287人 平成27年 3,916人 | |
| 堤内地・堤外地 | 堤内地・ <u>堤外地</u> | | | | |
| 周辺の土地利用の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有地と河川側との間は、雑草が茂っている状態である。 ・上流側(北部)は軍行橋に隣接しており、橋の上流側は猪名川第1・第2運動公園として河川敷を占有している。 ・下流側は、緑地として樹木等が生い茂っている。 ・隣接する堤内地は、堤防をはさんで工業地域となっており、大型店舗がある。 | | | | |
| 関連諸計画における占用地の位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水と緑のネットワークを形成(公園緑地を整備)する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備するとしている。 ・みどりの基本計画では、公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めることとともに、自然とふれあえる場所として野草広場や親水護岸を整備するとしている。 ・地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。 | | | | |
| その他特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年1月31日に占用許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として地域のテニス愛好者が利用している。 ・近年台風等の影響で、平成25年度、平成26年度の2年連続で、洪水があり全てのグラウンドが使用できなくなった。平成25年度の工事が終わったのが平成26年6月と7月で、やっと利用できた矢先にまた台風の影響で冠水し、わずか1ヶ月から2ヶ月で使用不可能になった。しかし、伊丹市では河川敷グラウンドは必要な運動施設であります。 | | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|
| 番号 | 01015 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7.8k-55m～7.8k+36m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|

2. 施設の現状

(占用者作成)

| | | | |
|------------------------------|--|---------------|--------|
| 占用の 必要性 | (代替性) 既に市街地の概成された本市では、河川敷の運動施設の代替となる施設を設置することはできない。 | | |
| | (必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。そのような状況の中、猪名川河川敷をテニス等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く市民から寄せられていた。これを受け、昭和56年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。(市体育施設の屋外施設面積計 85,959 m ² 。当運動公園を含む河川敷占用面積は、57,477 m ² と全体の約 66.9%となっている。) 市民のスポーツ活動も盛んになっており、当公園も市内でテニスを楽しむ貴重な場として活用している。 | | |
| 管理状況 | (施設管理) ・昭和56年の設置時より、当テニスコートの利用者で組織している猪名川テニスコート利用調整会議により利用者調整、施設整備等を行っている。 ・利用団体により、保護者が毎年7月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを実施している。 ・例年6月に利用団体による剪定、除草作業を実施している。 | | |
| | (不法占用) ・占用地の利用は、毎月スケジュール調整を行っている。毎週利用しているため、不法占用があれば、直ちに対応する。 | | |
| | (維持管理計画) | | |
| 利用状況 | (利用者・利用ルール) ・使用する者は、利用調整会議に参加し利用することとしている。 ・土日祝は、ほぼ終日利用している。 ・平日利用割合は、2割程度である。しかし、近隣中学校の部活動(テニス)として利用することもある。 | | |
| | (駐車場) ・6台(隣接する第1・第2運動広場と共用。) | | |
| 前回審議の 意見 | 別紙のとおり | 前回審議 意見の対応 | 別紙のとおり |
| 環境保全に 向けて申請 者の取り組 み | (環境への配慮) ・グラウンド利用者が使用終了時に、ブラッシング等の整備を実施している。 ・毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 ・毎年、利用団体による除草作業を実施している。 | | |
| | (環境意識の啓発) ・付近に生息している昆虫の啓発看板を設置する。 ・毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を推奨している。 ・毎年、利用団体による剪定、除草作業を指示している。 | | |

| | |
|--------|--|
| 安全への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川冠水時対策として、ネットフェンス等設置物は可動式にしており、年1回、撤去訓練を実施している。 ・軍行橋付近の水位が2m50cmを越えた場合に、設置物を撤去している。 |
|--------|--|

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|
| 番号 | 01015 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7.8k-55m~7.8k+36m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

| | | | | |
|-----------------------------|--|---|--------------|---|
| 変更前の占用内容 | 公園 2314.84m ² |  | 変更後の 占用内容 | 啓発看板の新設 2315.00 m ² |
| 変更要望の内容 | 生息している昆虫等の看板 | | | |
| 内容変更の必要性 | ・市民利用者に対し、猪名川で生息している昆虫や日本固有の草花等を学ぶ看板を提供し、環境保全に対する取り組みを推進するため。 | | | |
| 変更の規模 | 0.16m ² | | | |
| 変更場所の範囲図 |  | | 管理体制 | 周辺にある猪名川第1・2運動広場の指定管理者であるMR 緑ヶ丘グループと、協力し共同の管理体制を築く。 |
| 占用内容変更による河川環境への影響 | 市民意識の向上を図ることにより、環境改善を進めるもの。 | | | |
| 占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み | 管理している当課だけでなく、みどり自然課や、環境学習のノウハウがある昆虫館やその運営主体である伊丹市文化振興財団、さらには、国(例:環境省・文部科学省・スポーツ庁など)とも連携し、市内外から環境学習ができる施設として運営していく中で、猪名川の環境保全に取り組んでいきたい。 | | | |
| その他特記事項 | | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|
| 番号 | 01015 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7.8k-55m～7.8k+36m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

| | | |
|------------------------|----------------|---|
| <p>占用地及び周辺の自然環境</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域であり、河岸にはツルヨシが繁茂している。 ・占用地付近の水域では、オイカワ、カマツカ、コウライモロコ、ギギ、カワヨシノボリ等の魚類、モノアラガイ等の貝類、スジエビ、モクズガニ等の甲殻類、ウスイロフトヒゲコカゲロウ、コガタシマトビケラ等の水生昆虫類が確認されている。 ・占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリ、草地で繁殖するセッカ等が確認されている。 ・占用地にはテニスコートが2面あり、周囲にシャリンバイ等が植栽されているほか、チガヤ群落、シバ群落、クズ群落、セイタカヨシ群落等がみられる。堤防は、外来植物のセイタカアワダチソウ群落やセイバンモロコシ群落がみられる。 |
| <p>自然環境上重要な場所</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・占用地の河岸沿いに分布するツルヨシ群落は、これらに依存するオオヨシキリ、セッカ等の生息地になっている可能性がある。 |
| <p>水際の状況</p> | <p>水域までの距離</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 40m～50m ・水際にはツルヨシ群落が確認される。 ・占用地とツルヨシ群落の間にはオギ群落、カナムグラ群落、クズ群落、落葉広葉樹林のアキニレ群落等がみられる。 |
| | <p>水面との高低差</p> | <p>約3m</p> |
| <p>環境面から見た望ましい利用方針</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・占用地周辺の河岸沿いに分布するツルヨシ群落は、オオヨシキリ、セッカ等の注目すべき種の生息地になっている可能性があるため、可能な限り保全する。また、ツルヨシ群落と占用地間の草地も緩衝帯として保全する。 ・外来植物のセイバンモロコシ等は、在来の植物の生育を阻害するため、可能な限り駆除する。 ・利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 ・利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。 |

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- ①小学3年生の環境体験学習の場としての実績をあげること。
- ②行為区域部分も占用区域同様に整備していただきたい。
- ③占用区域以外の部分についても、環境学習の場に相応しい環境整備を河川管理者にお願いする。
- ④他の占用地の方が、環境学習の場に相応しいのではないか。
- ⑤環境学習に生物多様性の視点を入れていただきたい。

(更新時点での市からの報告)

- ① H28年度は10月27日に神津小学校4年生が、環境学習として桑津橋近くの河川敷で水質検査をしましたが、全校で実施できるよう努める。
- ② 占用区域だけでなく、行為区域部分についても、年に数回除草を実施している。
(③河川管理者として出来ることは、一定整備したところです。)
- ④ 現在の占用地付近には外来種が多く生息しており、占用地に近い場所を環境学習の場として整備するほうがスポーツ団体だけでなく、広く多くの方に環境学習に参加いただけると考えるため。
- ⑤昆虫館、みどり自然課、公園課、生活環境課等と連携し、生物多様性の学習を取り入れられるよう検討していきたい。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。(H29.4.1~H34.3.31)
- ・従前通り許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用になるよう取り組むこと」

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|
| 番号 | 01015 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7.8k-55m～7.8k+36m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)

① 占用区域全景(下流端付近から上流を望む)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

② 占用区域全域(上流端付近から下流を望む)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

③看板(占用表示板)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

④看板(利用上の注意)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑤スロープ



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑥自転車の駐輪場所



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑦階段



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑧工具箱



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑨駐車場申請場所(上流側より)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑩駐車場申請場所(下流側より)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑪ シャリンバイ等植栽



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑫ チガヤ群落



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑬ シバ群落



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑭ 堤防のセイトカアワダチソウ群落



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑮ 堤防のセイバンモロコシ群落



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑯ 水際の植生



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

⑰ ツルヨシ群落



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

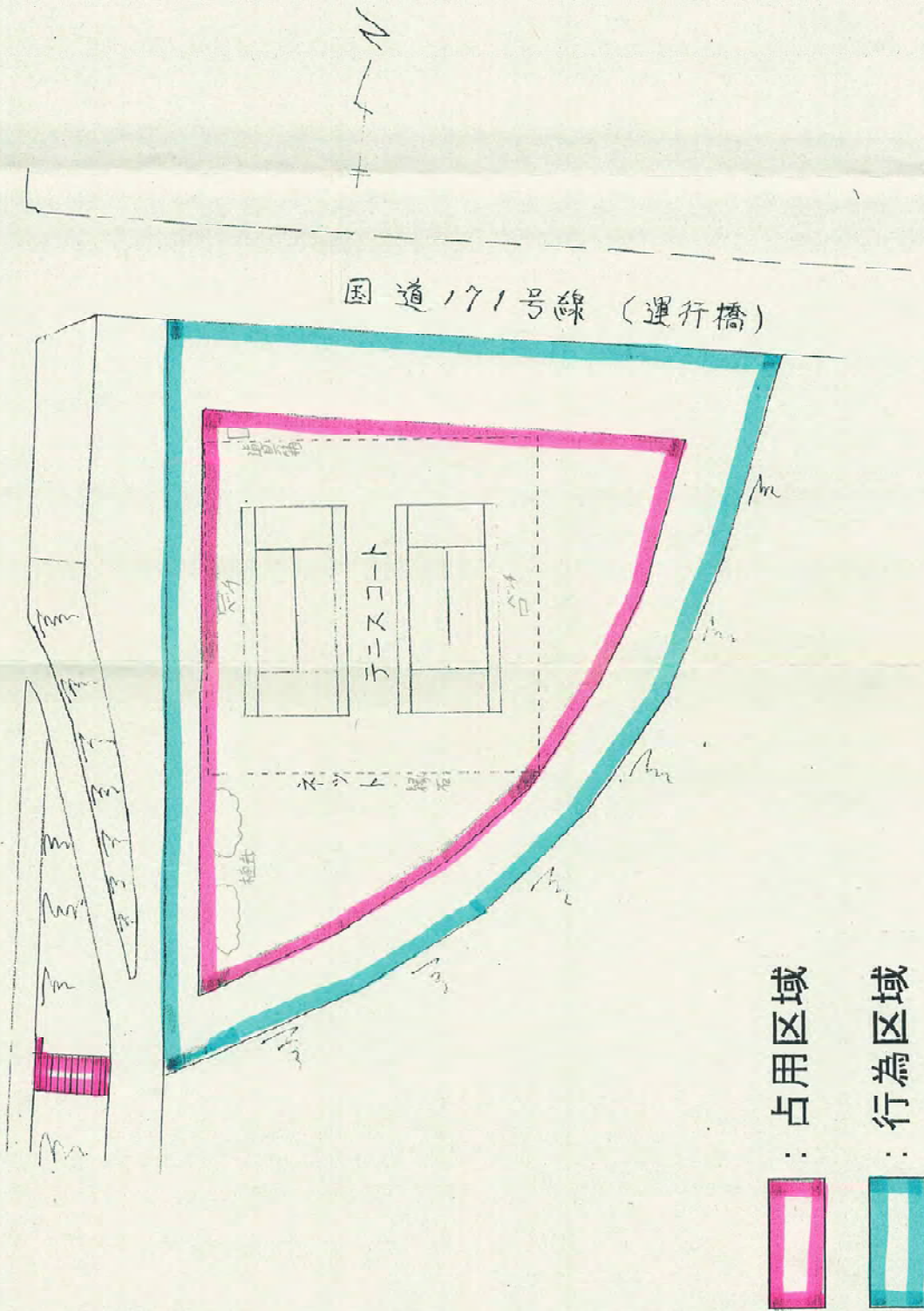
⑱ 占用地と水際の中の植生



平成 28 年 12 月 9 日 撮影

猪名川テニスコート平面図

1/500



: 占用区域



: 行為区域

